

杉並区みどりの基本計画検討委員会運営要綱

令和 5 年 3 月 6 日

杉並第 60742 号

改正 令和 5 年 6 月 1 日杉並第11745号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区みどりの基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条の規定に基づく杉並区みどりの基本計画（以下「計画」という）に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 計画における専門的な事項に関すること。
- (2) その他計画に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4 名以内
- (2) 区民 6 名以内

(運営)

第 4 条 委員会は、都市整備部土木担当部長が開催する。

- 2 委員会の司会及び進行をする者は、内容ごとに適した者を選出する。
- 3 都市整備部土木担当部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 委員会は、公開とする。ただし、都市整備部土木担当部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第 6 条 委員会において聴取した意見に関し連絡調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる職員をもって構成し、幹事長は、都市整備部土木担当部長とする。
- (1) 都市整備部土木担当部長
- (2) 政策経営部企画課長
- (3) 産業振興センター事業担当課長
- (4) 都市整備部管理課長
- (5) 都市整備部市街地整備課長
- (6) 都市整備部土木計画課長

- (7) 都市整備部みどり公園課長
- (8) 都市整備部みどり施策担当課長
- (9) 環境部環境課長
- (10) 環境部温暖化対策担当課長
- (11) 教育委員会事務局庶務課長

3 幹事長は、幹事会を総括し、幹事会を招集する。

4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事はその職務を代理する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、事案に関係がある職員を幹事会に出席させることができる。

(部会)

第7条 幹事会の事務を補佐するため、部会を置く。

2 部会長及び部会員は、都市整備部土木担当部長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部みどり施策担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、都市整備部土木担当部長が別に定める。

附 則 (令和5年5月25日杉並第11745号)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。